

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	515
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	516
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	517
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	518
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 (〃)	〃
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及 びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量 の変更 (水産課)	〃

公 告

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	519
○重点森林水源保全地区の指定の案の縦覧 (森の保全推進課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所)	520

告 示

京都府告示第389号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
訪問看護ステーションLink	福知山市前田1462の5	株式会社Link for Life	令 8. 6. 1
しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	株式会社ウィーズ	〃
コーナン薬局	〃 高津町三反田9の3	〃	〃
訪問看護ステーションフィルケア	宇治市木幡熊小路12の34	株式会社Life Shift	8. 5. 1
大原歯科医院	向日市寺戸町初田17の7	大原 良仁	8. 6. 1
志優訪問看護ステーション	〃 森本町天神森6の4	志優株式会社	〃

京都府告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
コーナン薬局	綾部市高津町三反田9の3	株式会社K K C	令 8. 5. 31
しみん薬局	〃 青野町大塚77の2	〃	〃
大原歯科医院	向日市寺戸町初田17の7	大原 裕	〃
医療法人社団 柳沢診療所	木津川市山城町上狛東作 り道5の1	医療法人社 団柳沢診療 所	〃

京都府告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	変 更 年月日
合同会社絆	訪問型サービス （独自）・訪問型 サービス（独自/ 定率）	ヘルパーステーション結び	新 宇治市伊勢田町新中ノ荒33の3	令 7. 4. 1
			旧 〃 〃 毛語56の1 太田マンション2号室	

京都府告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
森口 直樹	森口直樹出張 専門	久世郡久御山町林北畑 105 23棟405号	令 8. 6. 16
柿木 しほ り	もりおか鍼灸 整骨院	枚方市御殿山南町3の53 の107	8. 7. 2

京都府告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	変 更 年月日
菊池 誠司	新 きくち訪問 リハマッサ ージ	長岡京市馬場1丁目1の 4 シャトゥ壇201	令 8. 6. 1
	旧 きんにく指 圧治療院		

京都府告示第394号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
訪問看護ステーションL i n k	福知山市前田1462の 5	株式会社L i n k f o r L i f e	令 8. 6. 1
しみん薬局	綾部市青野町大塚77の 2	株 式 会 社 ウィーズ	〃
コーナン薬局	〃 高津町三反田 9 の 3	〃	〃
訪問看護ステーションフィ ルケア	宇治市木幡熊小路12の34	株式会社L i f e S h i f t	8. 5. 1
大原歯科医院	向日市寺戸町初田17の 7	大原 良仁	8. 6. 1
志優訪問看護 ステーション	〃 森本町天神森 6 の 4	志優株式会 社	〃

京都府告示第395号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
コーナン薬局	綾部市高津町三反田 9 の 3	株式会社K K C	令 8. 5. 31
しみん薬局	〃 青野町大塚77の 2	〃	〃
大原歯科医院	向日市寺戸町初田17の 7	大原 裕	〃
医療法人社団 柳沢診療所	木津川市山城町上狛東作 り道 5 の 1	医療法人社 団柳沢診療 所	〃

京都府告示第396号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 6 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	変 更 年月日
合同会社絆	訪問型サービス（独自）・訪問型サービス（独自／定率）	ヘルパーステーション結び	新 宇治市伊勢田町新中ノ荒33の 3	令 7. 4. 1
			旧 〃 〃 毛語56の 1 太田マンション 2 号室	

京都府告示第397号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
森口 直樹	森口直樹出張専門	久世郡久御山町林北畑105 23棟405号	令 8. 6. 16
柿木 しほり	もりおか鍼灸整骨院	枚方市御殿山南町 3 の53の107	8. 7. 2

京都府告示第398号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更年月日
菊池 誠司	新 きくち訪問リハマッサージ	長岡京市馬場 1 丁目 1 の4 シャトゥ壇201	令 8. 6. 1
	旧 きんにく指圧治療院		

京都府告示第399号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和 8 年 7 月 15 日に変更した。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	56.1 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0 t
	留保	1.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	47.1 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.5 t
	留保	1.2 t

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
毛谷村興業株式会社
代表取締役 毛谷村 喜隆
大阪市西淀川区姫里二丁目 9 番18号
- 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 林地開発行為をしようとする区域
城陽市中中山12番 3 ほか（次の図のとおり）
- 林地開発行為をしようとする区域の面積
10.6ヘクタール
- 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和 8 年12月11日から令和11年12月10日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和43年10月29日から令和26年12月10日まで
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中及び富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 運搬車両については、ダンプ専用道路の使用を指導する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手に、チラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。

粉じんの発生	城陽市中及び富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を、防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

8 縦覧場所

- 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森 7 の 6
- 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- 毛谷村興業株式会社
大阪市西淀川区姫里二丁目 9 番18号

9 縦覧期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 27 日（木）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- 提出期間
令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 27 日（木）まで
- 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所において縦覧に供する。）

重点森林水源保全地区を指定するため、京都府森林水源地域の保全等に関する条例（平成30年京都府条例第22号）第9条第4項の規定により、当該重点森林水源保全地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該重点森林水源保全地区の指定の案に意見がある者は、(4)の縦覧期間満了の日までに知事に理由を付した意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重点森林水源保全地区の名称
綾部市光野町カウナミ地区

- (2) 重点森林水源保全地区に含まれる土地の区域図
次の図のとおり
- (3) 縦覧場所
京都府農林水産部森の保全推進課及び京都府中丹
広域振興局森づくり振興課
- (4) 縦覧期間
令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 8 月 27 日まで
(「次の図」は、省略し、その図面は、(3)の縦覧場所
に備えておく。)
- 2(1) 重点森林水源保全地区の名称
与謝野町字岩屋下常地区
- (2) 重点森林水源保全地区に含まれる土地の区域図
次の図のとおり
- (3) 縦覧場所
京都府農林水産部森の保全推進課及び京都府丹後
広域振興局森づくり振興課
- (4) 縦覧期間
令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 8 月 27 日まで
(「次の図」は、省略し、その図面は、(3)の縦覧場所
に備えておく。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 7 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市平川室木83の 2、84の 6、85の 1、86の 1、
88、88の 1、89、89の 1、90の 1、90の 3、91の 1、
91の 3、91の 6、94の 2、94の 4 から94の 6 まで、
95の 1、95の 3、95の 5、95の 6、96、96の 1 から
96の 5 まで、97の 1、98の 3、101の 1、117の 2、
118の 2、市有地
(関連区域)
城陽市平川室木82の 4 の一部、83の 3 の一部、86
の 2 の一部、92の 3 の一部、94の 3 の一部、95の 2
の一部、97の 3 の一部、98の 2 の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
彦根市西今町 1
株式会社平和堂
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字伊佐津小字大長瀬63の 1
(関連区域)
舞鶴市字伊佐津小字大長瀬63の 2 の一部、64の 3
の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市字上安久236
株式会社研修社